平成 18 年 5 月 16 日

各　　位

上場会社名　　株式会社タチエス
代表者名　　取締役社長　樽見　耕作
（コード番号　7239　　東証第一部）
問合せ先　取締役常務執行役員　近藤　仁
（TEL　042-546-8111）

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）公告方法については、周知性の向上、経営の合理化及び公告掲載費の削減を図るため、電子公告制度を採用するものとし、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。

（２）会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

①社外取締役及び社外監査役として独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう社外取締役及び社外監査役との間で、責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第25条（社外取締役の責任限定契約）及び変更案第32条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、第25条の新設については、各監査役の同意を得ております。

②上記の他、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移設、みなし規定の追加など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

| | |
|---|---|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 6 月 28 日（水曜日） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 18 年 6 月 28 日（水曜日） |

以　上

別　紙

＜定款変更の内容＞

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第1章 総　　則 | 第1章 総　　則 |
| 第1条<br>〜　　（条文省略）<br>第3条 | 第1条<br>〜　　（現行どおり）<br>第3条 |
| （新設） | （機関）<br>第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1．取締役会<br>2．監査役<br>3．監査役会<br>4．会計監査人 |
| （公告の方法）<br>第4条　当会社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。 | （公告方法）<br>第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第2章 株　　式 | 第2章 株　　式 |
| （発行する株式の総数）<br>第 5 条　当会社の発行する株式の総数は、14,000 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 | （発行可能株式総数）<br>第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、14,000 万株とする。 |
| （自己株式の取得）<br>第 6 条　当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 | （自己の株式の取得）<br>第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 |
| （1 単元の株式の数）<br>第 7 条　当会社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。<br>②当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。 | （単元株式数）<br>第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。<br>（第 9 条第 2 項に移設） |
| （新設） | （株券の発行）<br>第 9 条　当会社は、株式に係る株券を発行する。<br>②前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。 |
| （基準日）<br>第 8 条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とす | （削除） |

| | |
|---|---|
| る。<br>②前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。 | |
| (単元未満株式の買増し)<br>第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、買増請求があるときに、当会社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りでない。<br>②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規定による。 | (単元未満株式の買増し)<br>第 10 条　当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。<br><br>(削除) |
| (名義書換代理人)<br>第 10 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。<br>②名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。<br>③当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 | (株主名簿管理人)<br>第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。<br><br>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。<br>③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 |
| (株式取扱規定)<br>第 11 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。 | (株式取扱規定)<br>第 12 条　当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式又は新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 |
| 第３章　株 主 総 会 | 第３章　株 主 総 会 |
| (招集)<br>第 12 条　（条文省略） | (招集)<br>第 13 条　（現行どおり） |
| (新設) | (定時株主総会の基準日)<br>第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。 |
| (議長)<br>第 13 条　（条文省略） | (議長)<br>第 15 条　（現行どおり） |
| (決議方法)<br>第 14 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって行う。<br><br>②商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議 | (決議の方法)<br>第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br>②会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権 |

| | |
|---|---|
| 決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。 | を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 |
| (議決権の代理行使)<br>第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<br>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 | (議決権の代理行使)<br>第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。<br>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 |
| 第 4 章　取締役及び取締役会<br>(取締役の定員及び選任)<br>第 16 条　当会社の取締役は、9 名以内とする。<br>②取締役は、株主総会において選任する。<br>③取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。<br>④取締役の選任決議は、累積投票によらない。 | 第 4 章　取締役及び取締役会<br>(取締役の定員及び選任)<br>第 18 条　当会社の取締役は、9 名以内とする。<br>②取締役は、株主総会において選任する。<br>③取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>④取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |
| (取締役の任期)<br>第 17 条　取締役の任期は、その就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 | (取締役の任期)<br>第 19 条　取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| (代表取締役、役付取締役の選任)<br>第 18 条　代表取締役は、取締役会の決議により定める。<br>②取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長 1 名及び取締役社長 1 名を選任することができる。 | (代表取締役及び役付取締役)<br>第 20 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br>②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長 1 名及び取締役社長 1 名を選定することができる。 |
| (取締役の報酬)<br>第 19 条　取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。 | (取締役の報酬等)<br>第 21 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 |
| (新設) | (取締役会の招集権者及び議長)<br>第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。<br>②取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| (取締役会の招集通知)<br>第 20 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。 | (取締役会の招集通知)<br>第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| (取締役会規定) | (取締役会規定) |

| | |
|---|---|
| 第21条　（条文省略） | 第24条　（現行どおり） |
| （新設） | （社外取締役の責任限定契約）<br>第25条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 |
| （監査役の定員及び選任）<br>第22条　当会社の監査役は、4名以内とする。<br>②監査役は、株主総会において選任する。<br>③監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 | （監査役の定員及び選任）<br>第26条　当会社の監査役は、4名以内とする。<br>②監査役は、株主総会において選任する。<br>③監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| （監査役の任期）<br>第23条　監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 | （監査役の任期）<br>第27条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 |
| （常勤の監査役）<br>第24条　監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。 | （常勤の監査役）<br>第28条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 |
| （監査役の報酬）<br>第25条　監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 | （監査役の報酬等）<br>第29条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める |
| （監査役会の招集通知）<br>第26条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。 | （監査役会の招集通知）<br>第30条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| （監査役会規定）<br>第27条　（条文省略） | （監査役会規定）<br>第31条　（現行どおり） |
| （新設） | （社外監査役の責任限定契約）<br>第32条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第6章 計算 | 第6章 計算 |
| （決算期）<br>第28条　当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。 | （事業年度）<br>第33条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 |

| | |
|---|---|
| (利益配当金)<br>第29条　当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 | (剰余金の配当の基準日)<br>第34条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 |
| (中間配当)<br>第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。 | (中間配当)<br>第35条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 |
| (除斥期間)<br>第31条　利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3ヶ年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。<br>②受領遅滞の配当金については、利息をつけない。 | (配当金の除斥期間)<br>第36条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。<br>②(現行どおり) |

以　上